一橋陸上競技倶楽部 慶弔規定

○ 原則として、慶事には関与しない(会としての祝儀は出さない)但し、叙勲等があった場合は、別途、会長・副会長・幹事長で協議する

- 会員・会員家族に弔事があった場合の取扱は、原則として次の通りとする
 - ① 名誉会員·特別会員(除 津田塾卒)

本人 3万円(弔電・供花は会長判断)

父母・配偶者

1万円(但し、本人存命中に限る)

② 正会員

本人(倶楽部運営に功績のあった者)3万円(原則、弔電のみ) 本人 1万円(供花・弔電ともなし)

父母・配偶者なし

※ 功績の有無は会長・副会長・幹事長が協議し、理事会に諮る

③ 特例措置

会員が遠隔地居住・高齢者になり、家族からの連絡がない場合の扱い は以下の通り

- ・ 直後に(3ヶ月程度以内)に知った場合=1万円の香典送付
- ・ かなり経過してから知った場合=何もせず
- ④ その他、いずれにも該当しないケースや特別の事情のある場合は、会長・ 副会長・幹事長の協議による

以上